

## 社会福祉法人百合砂 一般事業主行動計画（第6回）

従業者が男女ともに仕事と子育てを両立させることができ、仕事と生活の調和のとれた働きやすい職場環境を作ることで、全従業者がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和7年8月1日から令和10年7月31日までの3年間
  
- 2 内 容  
目標1 役職者に占める女性従業者の割合を70%以上にする。  
対 策 役職者の交代の必要性があった時、性別に関わらず候補者を選定し本人の意向確認と客観的で公平な評価を行う。  
令和7年8月～ 経験年数等から次の役職者候補となる従業者に対して意向調査を実施する。  
役職者欠員時 意向調査を基に候補者を挙げ、その中から適格者を選任する。  
  
目標2 妊娠中や産前産後休業・育児休業の制度について、従業者への周知を図り、利用を推進する。また、産休に入るまでの間、安心して働ける職場環境を整える。  
対 策 令和7年8月～ 妊娠中の労働や産前産後の休業、改正後の育児休業規則、育児休業給付金、社会保険料の免除、出産・育児に関する制度について従業員への周知を図り、安心して出産、育児ができる体制を整えるとともに、妊娠初期から産休に入るまでの妊婦に対する職場での配慮についての内規の周知を図る。  
  
目標3 育児休業を取得した従業者が、職場復帰しやすい環境を整備するため、子育て中の制度について周知を図り、利用を推進する。また男性従業者の育児休業取得者が1名以上となるよう積極的に推進する。  
対 策 令和7年8月～ 仕事と子育ての両立支援の推進に向けたメッセージを会議等で発信する。  
令和8年1月～ 休業者の業務カバー体制の検討（業務体制の見直し、代理従業者の確保）し、実施する。  
  
目標4 ひと月あたり従業者の平均残業時間を20時間未満とする。  
対 策 令和7年8月～ 個別の残業時間の分析と管理を行い、残業時間の多い従業者には個別に削減策の検討を行う。